

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年5月22日
【計算期間】	第27期中(自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
【ファンド名】	さわかみファンド
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	川上 隆
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5226-7791
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		367,214,190,585	79.34
	日本	353,216,134,460	76.31
	フランス	7,424,637,946	1.60
	アメリカ	6,092,507,989	1.31
	フィンランド	278,920,757	0.06
	イタリア	201,989,433	0.04
預金、その他の資産(負債控除後)	-	95,605,619,767	20.65
合計(純資産総額)		462,819,810,352	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国/地域別の内訳です。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2026年3月末日および同日前1年以内における各月末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
2025年3月末日	398,126,900,367	3.7318
2025年4月末日	390,832,270,569	3.6540
2025年5月末日	407,261,943,135	3.8117
2025年6月末日	414,327,177,623	3.8840
2025年7月末日	422,133,485,388	3.9779
2025年8月末日	424,111,508,352	4.0327
2025年9月末日	431,005,794,538	4.1215
2025年10月末日	442,489,028,402	4.2610
2025年11月末日	450,993,138,301	4.3588
2025年12月末日	450,777,962,260	4.3774
2026年1月末日	462,304,877,474	4.5101
2026年2月末日	504,955,581,779	4.9472
2026年3月末日	462,819,810,352	4.5445

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	0
第27中間計算期間(2025年8月26日から2026年2月25日まで)	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4.24
第27中間計算期間(2025年8月26日から2026年2月25日まで)	19.97

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

## 2【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第26計算期間 (2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4,169,012,134	6,377,731,583
第27中間計算期間 (2025年8月26日から2026年2月25日まで)	1,687,316,528	4,838,366,536

### 3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

さわかみファンド  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	4,600,554,826	4,885,563,914
金銭信託	862,155	213,503
コール・ローン	78,055,000,000	91,199,000,000
株式	346,143,658,662	403,682,602,398
未収入金	844,408,337	315,400,000
未収配当金	1,030,911,000	829,614,262
未収利息	-	1,499,161
流動資産合計	430,675,394,980	500,913,893,238
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	343,694,691	198,544,757
未払受託者報酬	85,764,660	86,704,840
未払委託者報酬	1,086,300,719	1,198,676,279
流動負債合計	1,515,760,070	1,483,925,876
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 105,291,041,826	*1 102,139,991,818
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	323,868,593,084	397,289,975,544
(分配準備積立金)	223,311,248,198	213,127,260,239
元本等合計	429,159,634,910	499,429,967,362
純資産合計	*3 429,159,634,910	*3 499,429,967,362
負債純資産合計	430,675,394,980	500,913,893,238

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第26期中間計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年2月23日)	第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	3,753,681,697	3,559,255,274
受取利息	60,689,894	285,296,266
有価証券売買等損益	7,854,013,746	81,471,967,527
為替差損益	20,309,938	1,053,882,699
その他収益	1,717,509	973,601
営業収益合計	4,017,614,708	86,371,375,367
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	168,270,034	171,896,858
委託者報酬	2,145,498,859	2,323,220,146
営業費用合計	2,313,768,893	2,495,117,004
営業利益又は営業損失( )	6,331,383,601	83,876,258,363
経常利益又は経常損失( )	6,331,383,601	83,876,258,363
中間純利益又は中間純損失( )	6,331,383,601	83,876,258,363
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	41,918,779	1,285,729,330
期首剰余金又は期首欠損金( )	312,836,097,193	323,868,593,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,737,616,618	5,720,020,388
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,737,616,618	5,720,020,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,791,620,782	14,889,166,961
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,791,620,782	14,889,166,961
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	304,492,628,207	397,289,975,544

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
<p>1.資産の評価基準及び評価方法</p> <p>株式</p> <p>移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3.収益及び費用の計上基準</p> <p>(1)受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条および第61条に従って処理しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 105,291,041,826口	*1. 中間計算期間末日における受益権の総数 102,139,991,818口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の額 1口当たり純資産額 4.0759円 (10,000口当たり純資産額 40,759円)	*3. 中間計算期間末日における1単位当たり純資産の額 1口当たり純資産額 4.8897円 (10,000口当たり純資産額 48,897円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期中間計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年2月23日)	第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 金融商品の時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

## (重要な後発事象に関する注記)

第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
期首元本額	期首元本額
107,499,761,275円	105,291,041,826円
期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
4,169,012,134円	1,687,316,528円
期中一部解約元本額	期中一部解約元本額
6,377,731,583円	4,838,366,536円

## 2. 有価証券関係

第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
該当事項はありません。	同左

## 3. デリバティブ取引関係

第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
該当事項はありません。	同左

#### 4【委託会社等の概況】

##### (1)【資本金の額】

(2026年3月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2)【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2026年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は462,819,810,352円です。

##### (3)【その他】

###### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

###### 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、「財務諸表等規則」第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,255,720	5,015,525
直販顧客分別金信託	100,000	100,000
未収委託者報酬	449,989	409,867
貯蔵品	2,147	4,249
前払費用	14,066	12,879
関係会社短期貸付金	-	44,395
その他	6,637	10,103
流動資産合計	5,828,561	5,597,020
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	1 22,590	1 19,552
器具備品 (純額)	1 17,823	1 31,892
有形固定資産合計	40,414	51,445
無形固定資産		
ソフトウェア	29,958	18,939
ソフトウェア仮勘定	53,836	-
無形固定資産合計	83,795	18,939
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	-	377,357
関係会社株式	436,653	254,784
長期差入保証金	61,785	61,785
繰延税金資産	62,388	66,810
その他	4,200	2,253
投資損失引当金	-	14,106
投資その他の資産 合計	565,027	748,885
固定資産合計	689,236	819,270
資産合計	6,517,798	6,416,290

(単位:千円)

	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	101,923	97,437
未払法人税等	336,559	228,997
未払消費税等	74,972	64,757
預り金	2,692,724	2,332,886
賞与引当金	26,500	28,800
ポイント引当金	64,626	79,597
流動負債合計	1,297,306	832,476
固定負債		
資産除去債務	37,466	37,518
固定負債合計	37,466	37,518
負債合計	1,334,773	869,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,783,025	5,146,295
利益剰余金合計	4,863,025	5,226,295
株主資本合計	5,183,025	5,546,295
純資産合計	5,183,025	5,546,295
負債・純資産合計	6,517,798	6,416,290

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第29期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,525,226	3,927,786
その他売上	14,940	17,834
営業収益合計	3,540,166	3,945,620
営業費用		
支払手数料	4,707	4,546
広告宣伝費	385,454	437,539
調査費	16,046	16,921
委託計算費	39,433	37,874
営業雑経費	423,841	546,110
通信費	119,511	122,265
印刷費	28,747	63,020
システム使用料	225,044	309,320
外注費	44,056	45,485
その他	6,481	6,018
営業費用合計	869,482	1,042,991
一般管理費		
給与	483,461	645,305
役員報酬	88,765	125,165
給与手当	336,751	394,586
賞与	57,945	125,553
法定福利費	71,557	92,389
賞与引当金繰入額	26,500	28,800
業務委託費	155,083	172,103
交際費	1,303	218
旅費交通費	35,013	43,992
租税公課	29,934	30,009
不動産賃借料	65,079	65,096
固定資産減価償却費	28,142	24,515
その他	96,000	139,754
一般管理費合計	992,076	1,242,185
営業利益	1,678,606	1,660,443

(単位：千円)

	第28期事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	第29期事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	35	4,295
雑収入	590	710
営業外収益合計	625	5,006
営業外費用		
支払利息	967	860
雑損失	810	1,269
寄付金	10,000	30,000
営業外費用合計	11,778	32,129
経常利益	1,667,453	1,633,319
特別損失		
投資損失引当金繰入	-	14,106
関係会社株式評価損	1 71,659	228,861
特別損失合計	71,659	242,968
税引前当期純利益	1,595,794	1,390,351
法人税、住民税及び事業税	517,690	473,502
法人税等調整額	17,423	4,422
法人税等合計	500,266	469,080
当期純利益	1,095,527	921,270

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益 剰余金				
当期首残高	320,000	80,000	4,209,497	4,289,497	4,609,497
当期変動額					
剰余金の配当			522,000	522,000	522,000
当期純利益			1,095,527	1,095,527	1,095,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	573,527	573,527	573,527
当期末残高	320,000	80,000	4,783,025	4,863,025	5,183,025

	純資産合計
当期首残高	4,609,497
当期変動額	
剰余金の配当	522,000
当期純利益	1,095,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	573,527
当期末残高	5,183,025

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	4,783,025	4,863,025	5,183,025
当期変動額					
剰余金の配当			558,000	558,000	558,000
当期純利益			921,270	921,270	921,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	363,270	363,270	363,270
当期末残高	320,000	80,000	5,146,295	5,226,295	5,546,295

	純資産合計
当期首残高	5,183,025
当期変動額	
剰余金の配当	558,000
当期純利益	921,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	363,270
当期末残高	5,546,295

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式（子会社株式）

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

## （2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## （1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

## （2）ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

## （3）投資損失引当金

関係会社株式（子会社株式）の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

## （1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

## （2）その他売上

その他売上は、確定拠出年金運営管理機関としての売上であり、確定拠出年金の運営にかかる報酬を契約に基づき月次で認識し計上しております。

## （重要な会計上の見積り）

## 関係会社株式及び投資損失引当金

## （１）財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
関係会社株式	436,653	254,784
投資損失引当金	-	14,106

## （２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した時は、低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。関係会社の実質価額の回復可能性の判断については、翌事業年度の予算などを考慮しております。関係会社の経営成績が回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

## （会計方針の変更）

該当事項はありません。

## （追加情報）

## 子会社への追加出資

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、子会社 Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd. に対し、上限金額1.8億円とする追加出資をすることを決議しました。追加出資の具体的な時期は、2025年7月を予定しており、当該資金を運営資金、啓蒙活動、それに伴う設備、人件費増加分等に充てる予定です。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	第28期事業年度 （2024年3月31日現在）	第29期事業年度 （2025年3月31日現在）
建物	61,160	65,136
器具備品	62,646	72,166

## 2 預り金

（単位：千円）

	第28期事業年度 （2024年3月31日現在）	第29期事業年度 （2025年3月31日現在）
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	14,477	34,993
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	4,789	2,542
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	665,372	289,481
その他	8,085	5,870

（損益計算書関係）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損71,659千円は、過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したものであります。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第28期事業年度期首 株式数	増加	減少	第28期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

## 2 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通 株式	156,600	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日
2023年6月19日 定時株主総会	甲種類 株式	365,400	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	167,400	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日
2024年6月17日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	390,600	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日

第29期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	第29期事業年度期首 株式数	増加	減少	第29期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	167,400	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日
2024年6月17日 定時株主総会	甲種類 株式	390,600	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	172,800	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日
2025年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	403,200	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末(ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日)の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第28期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	59,962	1,823
資産計	61,785	59,962	1,823

（注1）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
非上場株式（関係会社株式）	436,653

市場価格のない関係会社株式について、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,255,720	-	-	-
直販顧客分別金信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	449,989	-	-	-
合計	5,805,709	-	-	-

第29期事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	58,779	3,005
(2) 関係会社長期貸付金	377,357	325,252	52,104
資産計	439,142	384,032	55,110

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「関係会社短期貸付金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
非上場株式(関係会社株式)	254,784

市場価格のない関係会社株式について、関係会社株式評価損228,861千円及び投資損失引当金14,106千円を計上しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,015,525	-	-	-
直販顧客分別金信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	409,867	-	-	-
関係会社短期貸付金	44,395	-	-	-
関係会社長期貸付金	-	177,580	199,777	-
合計	5,569,788	177,580	199,777	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第28期事業年度（2024年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		59,962		59,962

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第29期事業年度（2025年3月31日）

## （1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

## （2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		58,779		58,779
関係会社長期貸付金		325,252		325,252
資産計		384,032		384,032

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

## 第28期事業年度（2024年3月31日）

## 1．子会社株式

市場価格のない子会社株式の2024年3月31日現在の貸借対照表計上額は、436,653千円であります。

## 2．減損処理を行った有価証券

当事業年度において関係会社株式（Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）につき、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

## 第29期事業年度（2025年3月31日）

## 1．子会社株式

市場価格のない子会社株式の2025年3月31日現在の貸借対照表計上額は、254,784千円であります。

## 2．減損処理を行った有価証券

当事業年度において関係会社株式（Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）につき、関係会社株式評価損228,861千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	第28期事業年度 (2024年3月31日)	第29期事業年度 (2025年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	8,114	8,818
未払事業税	17,022	13,446
ポイント引当金	19,788	25,089
投資損失引当金	-	4,319
関係会社株式評価損	76,835	151,230
資産除去債務	11,472	11,825
未払給与	4,135	4,824
一括償却資産	1,248	995
その他	3,672	4,420
繰延税金資産小計	142,290	224,970
評価性引当額	76,835	155,549
繰延税金資産合計	65,454	69,420

**繰延税金負債**

資産除去債務に対応した除去費用	3,066	2,609
繰延税金負債合計	3,066	2,609
繰延税金資産純額（繰延税金負債純額）	62,388	66,810

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	第28期事業年度 (2024年3月31日)	第29期事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	5.35%
雇用促進税制に係る税額控除	-	2.60%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-%	33.74%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。当社においては、2026年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実効税率が変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

#### （資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

##### （1）資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

##### （2）資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01%又は0.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### （3）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
期首残高	37,415	37,466
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	51	52
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	37,466	37,518

#### （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	3,525,226	3,927,786
確定拠出年金運営管理機関としての 売上	14,940	17,834
合計	3,540,166	3,945,620

## （セグメント情報等）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 『関連情報』

## 1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

## 『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1. 製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## ( 1 ) 財務諸表提出会社の親会社

第28期事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,079 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)
							旅費交通費	1,304		

( 注 ) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ( 1 ) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- ( 2 ) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

第29期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,096 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)

( 注 ) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ( 1 ) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- ( 2 ) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

## （ 2 ）財務諸表提出会社の子会社

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Sawakami Asset Management (Thailand) Co.,Ltd.	タイ バンコク	436,653	投資信託委託業務	所有 99.99	追加出資	追加出資	271,285 (注)1	-	-

## （注）1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.の追加出資の依頼を受け、現金を出資したものであります。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	直信直一 投信直一 販サー ビス株 式会社	東京都 千代田 区	50,000	ソフト ウェアの 保守・運 用	所有 100.00	出資・追加出資	出資・追加出資	46,993 (注)1	-	-
						資金の貸付	資金の貸付	443,956 (注)2	関係会社貸付金	421,752
						利息の受取	利息の受取	2,258 (注)2	-	-

## （注）1 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が新たに構築したネットサービスの追加開発、保守、運用及び販売のために現金を出資したものであります。

## （注）2 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸借取引の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金貸付の取引金額は当初貸付金額を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社さわかみホールディングス（非上場）

## （1株当たり情報）

	第28期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	1,439,729円24銭	1,540,637円71銭
1株当たり当期純利益	304,313円16銭	255,908円47銭

（注）1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第28期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	1,095,527千円	921,270千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	1,095,527千円	921,270千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

## （重要な後発事象）

## 子会社との吸収合併

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、子会社 投信直販サービス株式会社と効力発生日を2025年7月1日とする吸収合併契約（消滅会社：投信直販サービス株式会社 存続会社：さわかみ投信株式会社）を締結することを決議しました。

## 1. 取引の概要

## (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：投信直販サービス株式会社

事業の内容：情報システム等の開発・販売・保守等

## (2) 企業結合日

2025年7月1日（予定）

## (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

## (4) 結合後企業の名称

さわかみ投信株式会社

## (5) 本合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金その他一切の対価の支払いはありません。

## (6) 企業結合の目的

投信直販サービス株式会社は、直販を行う投信直販各社にも「投信直販ネットサービス」およびIT支援を行うことで、投信直販業界全体の顧客リレーションシップに貢献することを目的の一つとして設立いたしました。しかしながら、「投信直販ネットサービス」については、さわかみ投信株式会社向けの独自機能のアップデートに専念する方針となり、このたびの吸収合併の決定に至りました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

当中間会計期間  
( 2025年9月30日現在 )

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,843,542
直販顧客分別金信託	100,000
未収委託者報酬	431,493
貯蔵品	4,000
前払費用	18,706
その他	7,675
流動資産合計	6,405,417
固定資産	
有形固定資産 1	
建物 (純額)	17,566
器具備品 (純額)	27,170
有形固定資産合計	44,737
無形固定資産	
ソフトウェア	353,954
ソフトウェア仮勘定	52,580
無形固定資産合計	406,534
投資その他の資産	
関係会社株式	388,514
長期差入保証金	61,785
繰延税金資産	69,962
その他	2,215
投資その他の資産合計	522,477
固定資産合計	973,749
資産合計	7,379,167

（単位：千円）

当中間会計期間  
（2025年9月30日現在）

負債の部	
流動負債	
未払金	114,413
未払法人税等	244,787
未払消費税等 3	52,909
預り金 2	1,309,254
賞与引当金	31,800
ポイント引当金	86,501
流動負債合計	1,839,666
固定負債	
資産除去債務	37,544
固定負債合計	37,544
負債合計	1,877,210
純資産の部	
株主資本	
資本金	320,000
利益剰余金	
利益準備金	80,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,101,956
利益剰余金合計	5,181,956
株主資本合計	5,501,956
純資産合計	5,501,956
負債・純資産合計	7,379,167

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

当中間会計期間	
( 自 2025年4月 1 日	
至 2025年9月30日 )	
営業収益	
委託者報酬	1,900,869
その他売上	9,885
営業収益合計	1,910,754
営業費用	
支払手数料	3,052
広告宣伝費	238,780
調査費	8,656
委託計算費	18,589
営業雑経費	271,404
通信費	58,781
印刷費	36,900
システム使用料	129,637
外注費	41,186
その他	4,898
営業費用合計	540,483
一般管理費	
給与	315,884
役員報酬	68,924
給与手当	218,752
賞与	28,207
法定福利費	52,466
賞与引当金繰入額	31,800
業務委託費	44,824
交際費	254
旅費交通費	27,166
租税公課	14,592
不動産賃借料	32,590
固定資産減価償却費	19,576
その他	60,814
一般管理費合計	599,970
営業利益	770,299

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日）	
営業外収益	
受取利息	5,670
雑収入	1,115
営業外収益合計	6,786
営業外費用	
支払利息	856
雑損失	610
営業外費用合計	1,466
経常利益	775,619
特別損失	
抱合せ株式消滅差損 2	16,075
特別損失合計	16,075
税引前中間純利益	759,544
法人税、住民税及び事業税	231,035
法人税等調整額	3,152
法人税等合計	227,883
中間純利益	531,661

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	5,146,295	5,226,295	5,546,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			576,000	576,000	576,000
中間純利益			531,661	531,661	531,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	44,338	44,338	44,338
当中間期末残高	320,000	80,000	5,101,956	5,181,956	5,501,956

	純資産合計
当期首残高	5,546,295
当中間期変動額	
剰余金の配当	576,000
中間純利益	531,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	44,338
当中間期末残高	5,501,956

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式（子会社株式）

移動平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

## （2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3．引当金の計上基準

## （1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

## （2）ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

## 4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

## （1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

## （2）その他売上

その他売上は、確定拠出年金運営管理機関としての売上であり、確定拠出年金の運営にかかる報酬を契約に基づき月次で認識し計上しております。

## （会計方針の変更）

該当事項はありません。

## （中間貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
建物	67,122
器具備品	78,812

## 2 預り金

（単位：千円）

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	12,935
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	2,682
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	1,286,405
その他	7,230

## 3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

## 1 固定資産減価償却費

減価償却実施額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
有形固定資産	8,632
無形固定資産	10,944

## 2 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損16,075千円は、過年度に計上していた投資損失引当金14,106千円の戻入益と当社の完全子会社であった投信直販サービス株式会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損30,181千円を相殺したものであります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間期末株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	172,800	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日
2025年6月16日 定時株主総会	甲種類株式	403,200	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（2025年9月30日）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	61,785	58,779	3,005
資産計	61,785	58,779	3,005

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
非上場株式（関係会社株式）	388,514

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## （１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## （２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		58,779		58,779
資産計		58,779		58,779

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

## 子会社株式

市場価格のない子会社株式の2025年9月30日現在の中間貸借対照表計上額は、388,514千円であります。

## （資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
当期首残高	37,518
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	25
資産除去債務の履行による減少額	-
当中間期末残高	37,544

## （企業結合等関係）

## 共通支配下の取引等

当社は、2025年7月9日開催の取締役会において、2025年9月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である投信直販サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で吸収合併いたしました。

## 1. 企業結合の概要

## (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：投信直販サービス株式会社

事業の内容：情報システム等の開発・販売・保守等

## (2) 企業結合日

2025年9月1日

## (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

## (4) 結合後企業の名称

さわかみ投信株式会社

## (5) 本合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金その他一切の対価の支払いはありません。

## (6) 企業結合の目的

投信直販サービス株式会社は、直販を行う投信直販各社にも「投信直販ネットサービス」およびIT支援を行うことで、投信直販業界全体の顧客リレーションシップに貢献することを目的の一つとして設立いたしました。しかしながら、「投信直販ネットサービス」については、さわかみ投信株式会社向けの独自機能のアップデートに専念する方針となり、このたびの吸収合併の決定に至りました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

## （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	1,900,869
確定拠出年金運営管理機関としての売上	9,885
合計	1,910,754

## （セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

## 『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 『関連情報』

## 1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

## 『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	1,528,321円37銭

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	147,683円65銭
中間損益計算書上の中間純利益	531,661千円
普通株式及び甲種類株式に係る 中間純利益	531,661千円
普通株主及び甲種 類株主に帰属しない金額の主要な 内訳	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平 均株式数	3,600株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ  
ん。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月28日

さわかみ投信株式会社  
取締役会 御中東陽監査法人 東京事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤秀洋  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年4月27日

さわかみ投信株式会社  
取締役会 御中東陽監査法人 東京事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤秀洋  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「さわかみファンド」の2025年8月26日から2026年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「さわかみファンド」の2026年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。